

【会則】

1. 本会は東海甲南会と称する。
2. 本会は会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。
3. 本会は次のものを似て会員とする。
 - (1) 甲南学園卒業生中、東海 4 件及びその近郊在住者
 - (2) 学園に在籍したもので総会の決議を経たもの（但し、東海 4 件及び近郊在住者）
4. 本会は甲南学園旧教職員並びに本学園に功績のある人で、東海 4 件及びその近郊在住者の人を推して客員とする。
5. 本会に次の役員を置く。

会長	1 名	運営委員	若干名
副会長	3 名	監事	3 名
顧問	数名		

会長、副会長及び監事は総会においてこれを選出し、顧問、運営委員は会長が会員の中より委嘱する。
6. 本会は次の行事を行う。
 - (1) 総会（年 1 回）
 - (2) 例会
 - (3) その他
7. 本会に運営委員会を置き、行事の運営に関する実務を行う。
8. 会員は会費として年額 3,000 円以上を納入するものとする。

原則として、振込み又は新年総会にてこれを徴収する。
9. 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日を似て終わるものとする。